

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程（抜すい）

（旅費の計算方法）

第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年 三重県条例第44号）（抜すい）

第六条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあつては、その費用の弁償として旅費を支給する。

第七条 旅費の支給に関しては、この条例に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例による。

2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。

3 公務雑費は、旅費条例第六条に規定する旅行雑費に代え旅行中の日数に応じ一日当たりの定額又は実費額により支給する。

4 公務雑費の定額は、次項に規定する公務雑費の定額の基本額による。

5 公務雑費の定額の基本額は、一日につき三千円とする。

6 公務雑費の定額の基本額は、議長、副議長若しくは議員の住居から議事堂まで、又は、議事堂から議長、副議長若しくは議員の住居までの旅行以外の旅行であつて、かつ、県の所有する自動車（借上バスを含む。以下同じ。）による旅行以外の旅行をした場合に支給する。ただし、当該旅行について、県の所有する自動車によることが相当であるにもかかわらず、これによらなかつた場合は、この限りでない。

7 交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。

一 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発となる旅行（第三号に掲げる旅行を除く。） 千円

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める夜間の帰着となる旅行（次号に掲げる旅行を除く。） 千円

- 三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、別に定める早朝の出発かつ夜間の帰着となる旅行 二千元
- 8 一日に二以上の交通機関による県外の旅行をする場合で、これらの旅行のうち一以上の前項各号のいずれかに該当する旅行をするときは、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。
- 一 一以上の前項第一号に該当する旅行及び一以上の同項第二号に該当する旅行をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 二千元
 - 二 前項第三号に該当する旅行をする場合 二千元
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 千円
- 9 公務雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路の利用料金の額とする。
- 10 宿泊料及び食卓料は、一夜当たり次の各号に規定する額を支給する。
- 一 宿泊料 一万六千五百円
 - 二 食卓料 三千三百円
- 11 同一地域(旅費条例第二条第二項に規定する地域をいう。)内における旅行について、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（自家用自動車による旅行を除く。）等を要する場合で、その実費額が当該旅行をする日において支給される公務雑費の定額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃等を支給する。
- 第八条 議長は、議長、副議長及び議員が、公務上の必要により宿泊施設が指定されている旅行、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一の甲地方への旅行等をする場合において、特別の事由により前条の規定によることが不適當であると認めるときは、その都度別に定めることができる。
- 附 則
- 4 第七条の規定による職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例附則第九項の規定は適用しない。

職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年 三重県条例第 46 号）（抜すい）

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

（鉄道賃）

第十五条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

（船賃）

第十六条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

（航空賃）

第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。

（宿泊料）

第二十条 宿泊料の額は、別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

（食卓料）

第二十一条 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

別表第一（第二十条、第二十一条関係）宿泊料及び食卓料

宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
一三、一〇〇円	二、六〇〇円

附 則

9 第十五条第一項第三号に規定する特別車両料金、第十六条第一項第五号に規定する特別船室料金及び第十七条に規定する特別座席料金については、当分の間、特に旅行命令権者が認めるものを除き、これを支給しないものとする。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和35年 三重県条例第53号)(抜すい)

(旅費)

第六条 知事及び副知事の旅費については、一般職に属する県職員の例による。ただし、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)別表第一に定める額については、別表のとおりとする。

別表(第六条関係)

宿泊料(一夜につき)	食卓料(一夜につき)
一六、五〇〇円	三、三〇〇円